













60名が結集した関生裁判不当判決報告集会（10月12日）



菅政権打倒を訴え渋谷をデモ行進（11月1日）

裁判所で「生コン価格の適正化が実現したら生コン業界の組合つぶしに加担するな！」大阪ストライキ二次事件 判決報告集会」が開催された。会場となつた東京駿河台の連合会館に、約60人が参加した。はじめに、主催の全日建運輸連帯労組・小谷野書記長が、開会のあいさつをおこない、関生彌生の経緯と聞いて報告した。

10・8 大阪地裁の判決は、N執行委員とA組合員に対する懲役二年半・執行猶予五年の有罪不当判決であった。「関西生コン事件」の現状について、二〇一八年七月決は、一五年から一七年の活動を威力業務妨害として、荷業務を妨害しようと考へ、業務を強烈に阻害したこと、「声を荒げたり説得活動とは認めがない」「争議行為の対象となる使用者とはいえない」と決めつた。判決は超えて初審命令一〇件、そのうち九件で救済命令が出され、大阪広域協組の責任が浮き彫りになっており。一五事件が中労委にかかっている。

その中で、判決は、「委員長らと共謀のうえ生コン出

勤労福祉会館で、「敵基地攻撃」—先制攻撃を許すな

安倍の戦争国家づくりを継承する菅政権を打倒しよう

①主文について、「懲役二年六月は求刑どおりで重い、執行猶予五年はめいっぱい」だ。

②現場の行動について、先入観だけで証拠もなく「明らか」を連発して認定している。今後の因交で「声を荒げ」れば威力業務妨害罪とされかねない。

③共謀について、役割の重要性とLINEや電話のやり取りだけで、「具体的な法を事前に想定」「現場状況を適時把握」と認定する。

④正当行為（組合活動）について、組合員の居ない相手方は、争議行為の相手となる使用者ではないとする理解しない」と批判した。

そして、最後に太田弁護士

飛び入りで、「労働基本権を守り抜こう」と挨拶した。

そして、全日建・菊池委員長が、「共謀罪適用判決と関係支援する会の藤本同代表、そして「女性会議

からも訴えがあった。

最後に、全日建・菊池委員長が、「全国の労働者への不

当判決という視点で、世論を盛り上げ、控訴審でひつ

上げ」を確認したにもかかわらず、この協定違反の大

阪広域協組を免罪していること、等が報告された。

この不当判決について、弁護団の太田健義弁護士が報告をおこなった。

まだ正式な判決文が届いておらず、判決要旨に対する難感と断つたうえで、不當判決を四点にわたり批判した。

①主文について、「懲役二年六月は求刑どおりで重い、執行猶予五年はめいっぱい」だ。

②現場の行動について、先入観だけで証拠もなく「明らか」を連発して認定している。今後の因交で「声を荒げ」れば威力業務妨害罪とされかねない。

③共謀について、役割の重要性とLINEや電話のやり取りだけで、「具体的な法を事前に想定」「現場状況を適時把握」と認定する。

④正当行為（組合活動）について、組合員の居ない相手方は、争議行為の相手となる使用者ではないとする理解しない」と批判した。

そして、最後に太田弁護士

飛び入りで、「労働基本権を守り抜こう」と挨拶した。

そして、最後に太田弁護士

飛び入りで、「